

育てよう！笑顔と自然と文化のまちを

茂原市まちづくり条例

解釈・運用の手引き



茂原市マスコットキャラクター「モバリん」

令和 6 年 8 月

茂原市企画財政部企画政策課

内容

1. はじめに	2
2. まちづくり条例の体系図.....	3
3. 逐条解説	4
前文	4
第1章 総則.....	6
第2章 情報の共有.....	13
第3章 参加.....	16
第4章 地域におけるまちづくり.....	21
第5章 協働.....	24
第6章 議会運営の基本原則	26
第7章 行政運営の基本原則	29
第8章 実効性の確保	39

1. はじめに

茂原市では、「茂原市総合計画(2001～2020)」において、将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ“自立拠点都市もばら”～人・自然・文化の“共生”と“共創”をめざして～」と掲げました。



まちづくりの推進にあたっては、市民一人ひとりが、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の下で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生・共創のまちづくり」を進めていくこととしています。

これまでは「公共の領域の問題」として捉えられていたさまざまな分野に、市民や民間事業者、非営利団体、ボランティアなど、多様な主体が自主的・自発的に取り組み、主体的な「担い手」となる動きが見られています。

東日本大震災以降は、特に災害支援ボランティアに関する意識が高まり、本市においても、平成 25 年の台風による水害の発生時には、市内外から集まった多くのボランティアの方々が、復興のために汗を流されました。

こうした流れを受けて、一般公募による市民委員 30 名から成る「茂原市自治基本条例を考える市民の会」(以下「市民の会」)の皆さんが、20 か月・37 回に及ぶ会議を重ね、まちづくりの基本的ルールである「まちづくり条例」に盛り込むべき「基本的な考え方」(提言書)を取りまとめました。

この提言書を元に、市民・議会・行政の代表および学識経験者から成る「茂原市まちづくり条例策定協議会」において、15 か月・18 回に及ぶ会議を重ね、まちづくり条例に関する「答申」が提出されました。

市では、「答申」を基にパブリックコメント(市民意見公募)手続を実施し、お寄せいただいたご意見を反映して、平成 27 年第 3 回定例会に議案を上程し、平成 27 年 9 月 17 日に可決され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

本書は、「まちづくり条例」にうたわれている「まちづくりの基本的ルール」とはどういうことか、今後まちづくりはどうあるべきかを解説し、条例を適切に運用していくことを目的として作成したものです。

2. まちづくり条例の体系図

前文

茂原市のこれまでの経緯と現在置かれている状況を踏まえ、今後どのようなまちづくりをしていかななくてはならないか、なぜまちづくり条例を制定しなくてはならないか、まちづくりの基本原則とは何かを規定した前文を置いています。

第1章 総則

- ・目的（第1条）
- ・条例の位置付け（第2条）
- ・定義（第3条）
- ・まちづくりの基本原則（第4条）…情報の共有、参加、協働

第2章 情報の共有

- ・市政に関する情報の共有（第5条）
- ・情報公開（第6条）
- ・個人情報の保護（第7条）
- ・説明責任・応答責任（第8条）

第3章 参加

- ・市民等の権利（第9条）
- ・市民等の役割（第10条）
- ・市政への参加の機会の保障（第11条）
- ・住民投票（第12条）
- ・男女共同参画（第13条）
- ・子どもの参加の機会の保障（第14条）

第5章 協働

- ・協働によるまちづくり（第18条）

第4章 地域におけるまちづくり

- ・まちづくりと地域コミュニティ（第15条）
- ・地域コミュニティの育成及び支援（第16条）
- ・地域まちづくり協議会（第17条）

第6章 議会運営の基本原則

- ・議会の役割と責務（第19条）
- ・議員の役割と責務（第20条）
- ・議会に関する基本的事項（第21条）

第7章 行政運営の基本原則

- ・市長の役割と責務（第22条）
- ・市長以外の執行機関の役割と責務（第23条）
- ・職員の役割と責務（第24条）
- ・総合計画等（第25条）
- ・財政運営（第26条）
- ・政策法務（第27条）
- ・行政評価（第28条）
- ・監査（第29条）
- ・行政手続（第30条）
- ・危機管理（第31条）
- ・国等との連携（第32条）

第8章 実効性の確保

- ・条例の見直し（第33条）

3. 逐条解説

前文

私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、農村文化を育むとともに、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。

今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中心的な都市となっています。

私たちは、このような歴史、風土及び自然環境を背景として、伝統ある郷土を愛し、「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市」を目指す茂原市市民憲章の基本理念のもと、豊かな自然と、歴史的・文化的資産を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。

地方分権の推進が求められ、また、少子高齢化、人口減少などの現象が、さまざまな角度から注目されています。このような状況の中で、知恵を出し合い、力を合わせて、豊かで持続可能な地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する市民自治のまちづくりが必要です。

そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、それぞれ地域の課題解決に取り組むとともに、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取組や工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにするとともに、情報の共有、参加、協働をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。

【趣旨】

- 前文は、条例の制定趣旨と基本的な考え方を明らかにし、条例全般にわたる解釈運用の拠りどころとなるものです。
- 前文では、初めにまちの歴史、風土、経緯、特徴、成り立ちを述べ、目指すまちの姿をうたった後、地方分権の推進が求められ、少子高齢化、人口減少などの現象が、さまざまな角度から注目される中で、豊かで持続可能

な地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくために、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する「市民自治のまちづくり」が必要であるとしています。

- まちづくり条例は、茂原市市民憲章、茂原市総合計画・基本構想を前提とし、基本構想に掲げた将来都市像を実現するため、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにする包括的な条例であり、情報の共有、参加、協働をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりを進めるための、基本的なルールとなるものです。
- 前文では、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会の決意を表明するという意味で、「私たち」という主語を用いています。

【参考資料】茂原市市民憲章

わたくしたち茂原市民は緑ゆたかな伝統のある郷土を愛し「均衡と調和のとれた 明るく豊かな都市」をめざし力をあわせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。

わたくしたちは

1. 清潔で文化的な明るいまちにします。
1. 老人を敬い子どもの幸せを守る温かいまちにします。
1. スポーツを楽しみ健康で活気のあるまちにします。
1. 仕事に励み創意と努力をもつて豊かなまちにします。
1. きまりを守り住みよいまちにします。

(昭和 52 年 4 月 1 日 制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、もって全ての市民が住んで良かったと思えるまちを実現することを目的とします。

【趣旨】

- 本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体の解釈の指針となるものです。本条例における各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければなりません。
- この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市民等、市及び議会が共有する基本的なルールです。市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、全ての市民が住んで良かったと思えるまちを実現することを、条例の目的としています。

【解釈及び運用】

- 「まちづくりに関する基本的な事項」とは、まちづくりの基本原則である「情報の共有、参加、協働」(第 4 条)を受けて設けられた「情報の共有」(第 2 章)、「参加」(第 3 章)、「地域におけるまちづくり」(第 4 章)及び「協働」(第 5 章)や、「議会運営の基本原則」(第 6 章)、「行政運営の基本原則」(第 7 章)を指します。
- 「市民自治」とは、「市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくこと」(第 3 条第 8 号)を指します。
- 「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」とは、茂原市基本構想に掲げた基本理念における市民と行政が協働して実現すべきまちの姿を表現する文章を引用したものです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

【趣旨】

- 本条は、「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という条例の位置付けについて規定したものです。

【解釈及び運用】

- まちづくり条例は一つの条例であり、条例間の法的優位性はありませんので、日本国憲法のように、まちづくり条例の趣旨に反する条例を即座に無効とする「最高規範性」を持たせているものではありません。しかしながら、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置付けを尊重し、これを実質的に担保するため、他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図るものとしています。
- 既存の他の条例・規則については、改廃の時期が到来した際に、この条例との整合を図るため、必要な修正等を行うものとします。また、新たな条例・規則については、この条例との整合を図りながら制定するものとします。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 茂原市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (4) まちづくり 「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (5) 情報共有 市民等、市及び議会が、必要な情報を共有することをいいます。
- (6) 参加 市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わることをいいます。
- (7) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することをいいます。
- (8) 市民自治 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくことをいいます。
- (9) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。

【趣旨】

- 本条は、この条例の中で使われる用語を規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1号)

- 地方自治法に定める「住民」には、法人も含まれますが、この条例における「市民」の定義については、市の区域内に住所を有する個人（外国人を含む）とします。

なお、地方参政権は、地方自治法において、「日本国民たる住民」に限られています。したがって、この条例により、地方参政権が拡大されるものではありません。

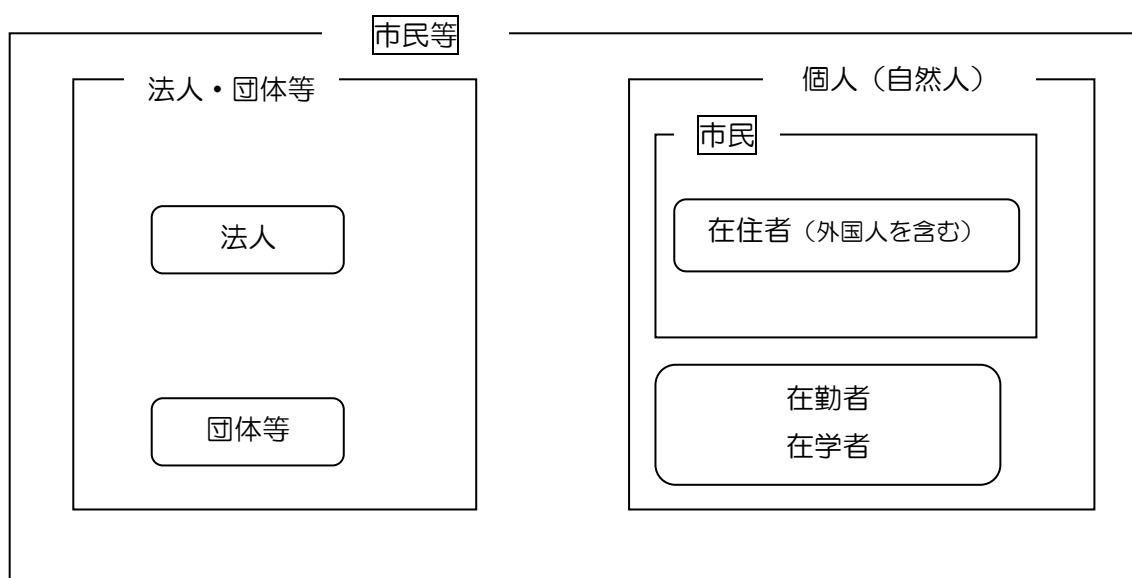
(第2号)

- まちづくりを担うのは、市民に限られるものではなく、市内の企業に勤めている人や市内に通学している人も、市内で行われる行事等に参加するな

ど、まちづくりの担い手として重要な役割を担っており、今後も協力を得る必要があることから、「市民等」と定義しています。

- 「その他の団体」とは、市内の地域に根差し、地域の公共の利益を図ろうとする団体で、具体的には、自治会、老人会や NPO 法人、ボランティア団体などを指します。
- 社会通念上、公序良俗に反するとされている、いわゆる反社会的勢力に類する法人や団体については、第 1 条の「目的」に照らし、その趣旨に反するため、本号に規定する「法人その他の団体」には該当しません。

【参考資料】市民・市民等の概念整理



(第 3 号及び第 4 号)

- 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を「まちづくり」と定義しています。また、行政の運営及び議会の活動を総称して「市政」と定義しています。
- 「まちづくり」の領域としては、行政や議会の活動、市民の活動、地域での助け合いなどがあり、それらが個別に存在しているだけではなく、重層的に折り重なって構成されています。また、形として目に見えるもの（道路、建物、公園、自然環境等）と、形として目には見えないもの（歴史、文化、産業振興等）など、あらゆる活動や事業が含まれます。

(第 5 号)

- 市民等、市及び議会が、まちづくりを進める上で、必要となる情報を共有することを、「情報共有」と定義しています。

(第 6 号)

- 市民等が、まちづくりの企画立案段階から実施、評価に至るまでの各段階において、積極的に意見を述べ、行動に加わることを「参加」と定義しています。
- 企画立案段階から積極的に加わることを、一般的な「参加」と区別して、「参画」と表現することもあります。本条例では、「参画」の意味も含めて「参加」と定義しています。

(第 7 号)

- 市民等、市及び議会が、共通となるまちづくりの目的を共有し、それぞれの役割と責務のもと、お互いを尊重し、十分な協議と理解のうえで、対等な立場で提携し、協力して課題の解決に当たることを「協働」と定義しています。

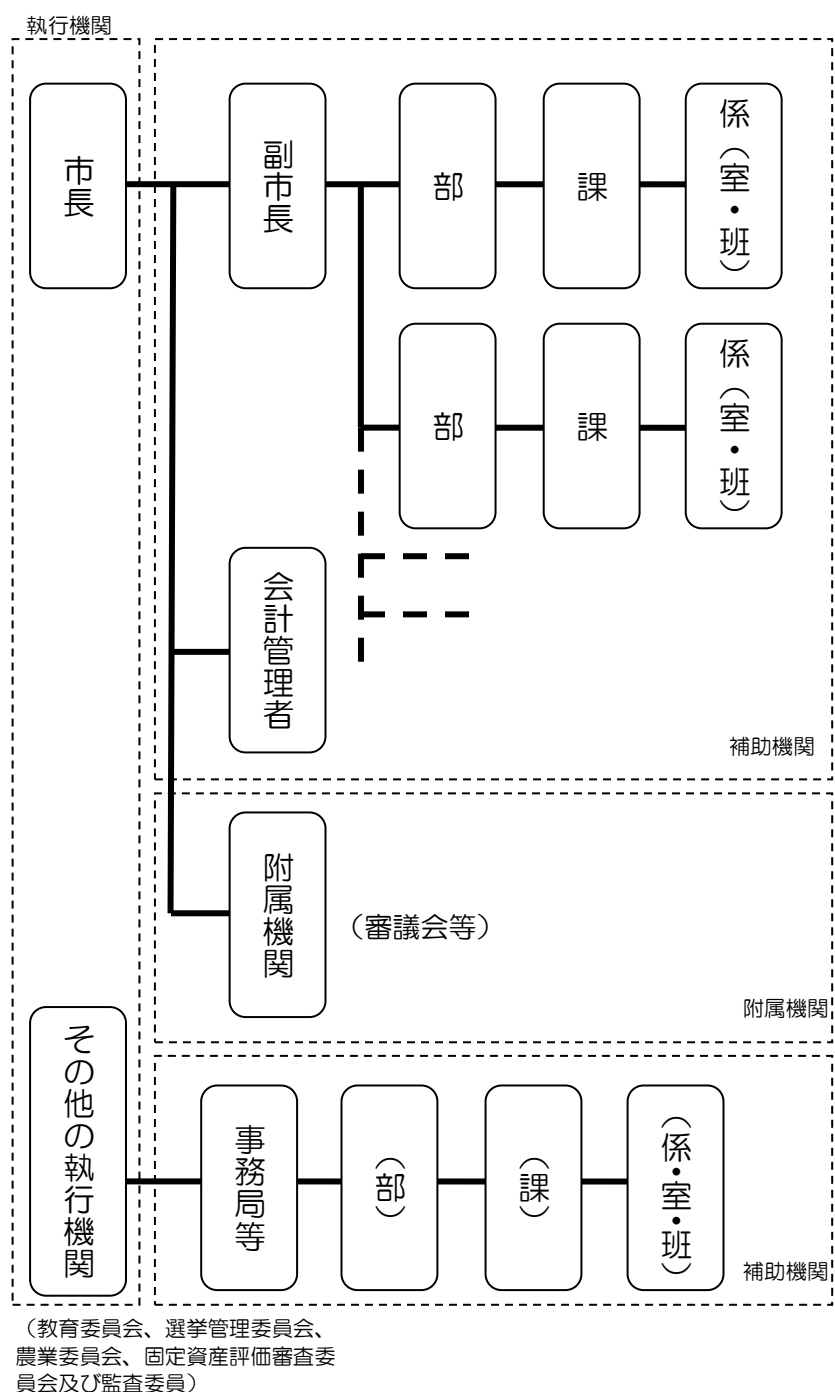
(第 8 号)

- 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することを、「市民自治」と定義しています。
- 憲法第 92 条における「地方自治の本旨」とは、一般的に、国から独立した団体（地方自治体）を設け、当該団体の権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」と、地方における行政を行う場合に、当該地方の住民の意思と責任に基づいて処理する「住民自治」の 2 つの要素から成ると解されており、本条における「市民自治」は、後者と同義となるものです。

(第 9 号)

- 地方自治法で市の執行機関とされている市長及びその他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員）を、「市」として定義しています。

【参考資料】執行機関の概念図



(まちづくりの基本原則)

第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参加の原則
- (3) 協働の原則

【趣旨】

- 本条は、市民等、市及び議会がともに担っていく市民自治によるまちづくりを推進する上での基本原則について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1号)

- 「情報共有の原則」とは、まちづくりを進める上で、市民等、市及び議会が、お互いに必要な情報を共有しようとする原則です。参加及び協働を進める上では、情報の共有が大前提となります。
- この「情報共有の原則」を受けて、第2章の「情報の共有」で各論が展開される構成になっています。

(第2号)

- 「参加の原則」とは、市民等の参加のもとで、まちづくりを進めていこうとする原則です。市民等は、まちづくりに参加する権利を有しており、市及び議会は、参加の原則を担保するための参加する機会の保障に努める必要があります。
- この「参加の原則」を受けて、第3章の「参加」及び第4章の「地域におけるまちづくり」で各論が展開される構成になっています。

(第3号)

- 「協働の原則」とは、市民等、市及び議会が、それぞれの役割や責務のもと、お互いの理解と尊重の上で、対等な立場で十分な協議を重ね、協力してまちづくりを進めていくという原則です。
- この「協働の原則」を受けて、第5章の「協働」で各論が展開される構成になっています。

第2章 情報の共有

(市政に関する情報の共有)

第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民等と情報を共有するものとします。

【趣旨】

- 本条は、市政に関する情報の共有について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提であり、情報を共有するためには、市民等が受け取った情報を理解する必要があることから、市及び議会が市政に関する情報を市民等へ分かりやすく公正に提供することを規定しています。
- 情報公開・情報共有の手法はさまざまであり、また、市民側の入手及び活用の方法もさまざまであることから、より効果的な情報公開・情報共有の手法を用いる必要があります。

（情報公開）

第 6 条 市及び議会は、市政について市民等に説明する責務を全うするため、茂原市情報公開条例（平成 24 年茂原市条例第 20 号）の規定に基づき、保有する情報を適正に開示するものとします。

【趣旨】

- 本条は、「情報の共有」の一環として、市及び議会の情報公開について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 市及び議会は、職責に基づく市民等への説明責任を有していることから、市民等からの求めに応じ、保有する情報を適正に公開するものとします。なお、「茂原市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。
- 茂原市情報公開条例第 23 条では、審議会その他の附属機関等の会議を原則として公開するものとします。同条において、会議を非公開とするのは、（１）法令又は他の条例に特別の定めがある場合、（２）非公開情報に該当すると認められる事項を審議する場合、（３）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認める場合です。

（個人情報の保護）

第 7 条 市及び議会は、保有する個人情報について適正に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茂原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年茂原市条例第 27 号）の規定に基づき、その利用及び提供に当たり、適切な保護措置を講ずるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市及び議会が保有する個人情報の保護について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 「情報の共有」、「情報公開」と対を成す重要なものとして、「個人情報の保護」を捉えています。令和 5 年 4 月 1 日以降は地方公共団体にも個人情報保護法が適用となり、同法上の保護措置（安全管理措置）を講じる必要があります。
- 市及び議会は、保有する市政に関する情報を市民等と共有することを原則としますが、個人の権利利益を保護し、保有する個人情報を適正に管理することは、市民等の市政への信頼を確保する上で必要不可欠です。

(説明責任・応答責任)

第8条 市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民等に分かりやすく説明するものとします。

2 市は、市民等からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市及び議会が有する市政に関する説明責任、応答責任について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 市及び議会が、市民等に対して、それぞれの職責に応じた説明責任を有していることから、市政に関することについて、適切な方法により、市民等に分かりやすく説明するものとします。「適切な方法による説明」とは、住民説明会や公聴会等を開催し、意見交換の場や機会を設けることを指します。

(第2項)

- 市民等から寄せられるまちづくりに有用な意見、提案、要望等に対しては、迅速に対応する必要があります。意見等が寄せられたときには、市は状況確認を速やかに行い、必要な場合は、業務改善等の措置を講じるなど、市が適切に応答するものとします。

第3章 参加

(市民等の権利)

第9条 市民等は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。

2 市民等は、まちづくりの主体として、参加する権利を有しています。

3 市民等によるまちづくりは、自主性と自立性が尊重されるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市民等が有する市政に関する情報について知る権利、まちづくりの主体として参加する権利、市民等によるまちづくりの自主性及び自立性の尊重について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- まちづくりへの参加を促進するためには、市民等が市政に関する情報について知ることが重要となります。本項は、参加の大前提として、市民等の知る権利を保障したものです。
- 市民等は、公共の福祉に反しない範囲で、市や議会の保有する市政についての情報を、知ることができます。

(第2項)

- 従来のもちづくりは、行政が主体となり、市民等はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民等が自ら主体となつてつくるものであり、本項では、市民等が「まちづくりに参加する権利」を有していることを保障しています。

(第3項)

- 「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」(第1条)を実現するためには、市民等が自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することが必要です。本項では、市民等がまちづくりに関するさまざまな活動を行う際には、市民等の自主性・自立性が尊重されることを保障しています。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的に参加するよう努めるものとします。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

2 市民等は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【趣旨】

- 本条は、市民等の有する役割について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 市民等はまちづくりの主体であり、市民等には、「まちづくりに参加する権利」に伴って生ずる役割（責任）があります。
- まちづくりに参加する市民等は、重要な人材であり、積極的に参加することは、これからのまちづくりにとって大切なことから、「積極的に参加するよう努める」という表現を用いています。
- 市民等は、参加を強制されるものではなく、参加しなかったからといって不利益を被ることはありません。

(第2項)

- 市民等は、市政に参加する権利を有していますが、その権利を行使するときに生じる責務として、他の者の意見や行動を尊重すること、また、自らの発言と行動に責任を持つことが求められます。

（市政への参加の機会の保障）

第 11 条 市及び議会は、市民等の市政への参加を保障するため、市民等が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします。

2 市は、市民等の意見や提言に対して、多角的かつ総合的に検討した上で、これを行政運営に反映するよう努めるとともに、検討結果及びその理由を公表するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市及び議会が保障する市民等の市政への参加の機会について規定したものです。

【解釈及び運用】

（第 1 項）

- 市民参加のまちづくりを進めていく上で、市民等が参加する権利を行使する際の環境整備として、市政に参加する機会を、市及び議会が保障するものとします。
- 市は、市長と話し合う会、市長への手紙、メールなどの広聴や、住民説明会、アンケート、計画策定に際する審議会などの多様な手法を用いて、市政への参加の機会を保障します。
- 議会は、「茂原市議会基本条例（平成 27 年茂原市条例第 33 号）」に基づき、本会議及び委員会の公開、請願者及び陳情者の意見を聞く機会の設置、議会報告会の開催、議会広報の充実などに取り組みます。

（第 2 項）

- 市民等から提出された意見や提言に対して、市が市民等とのやり取りを重ね、多角的・総合的に検討した上で、行政運営に反映するよう努めるとともに、理由を付して、その検討結果を公表するよう努めるものとします。
- 市民等から提出された意見や提言の中には、まちづくりに有用なものが含まれており、公表されることで情報が広く共有される半面、個人的な要望など公表にそぐわないもの、提出者自身が公表されることを望まないもの、多くの市民にとって公益性がないものなどがあります。個人情報の保護（第 6 条）に配慮しながら、一定の時期を定めて、市民等からの意見や提言等を公表するなど、情報の共有に努める必要があります。

(住民投票)

第 12 条 市は市政に関する重要事項について、市民、議員又は市長の発意に基づき、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市及び議会は、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、間接民主主義を補完し、市民の意思を確認するための住民投票について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 本条で規定する住民投票は、個別の事案ごとに、その都度、住民投票の実施に係る必要事項を定めた条例を議会で議決し、実施する、いわゆる「非常設型」の住民投票です。

(第 1 項)

- 市は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。その発意は、「①市民から成される場合」、「②議会から成される場合」、「③市長から成される場合」の 3 通りがあります。①では、市民は、有権者の 50 分の 1 以上の連署をもって、市長に対して、条例の制定を請求できます（地方自治法第 74 条）。②では、議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出できます（地方自治法第 112 条）。③では、市長は、議会の議決を経べき事件につき、議案を提出できます（地方自治法第 149 条第 1 号）。
- 「市政に関する重要事項」とは、市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項や住民の意見が二分されるような事項、財政基盤を揺るがすような事項などを指します。

(第 2 項)

- 住民投票は、法的拘束力を持つものではありませんが、実施された場合には、市及び議会が、その結果を尊重することとなります。

(第 3 項)

- 住民投票を実施する際には、対象となる案件ごとに、住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項について、議会の議決を経て、別の条例で定めることとなります。

(男女共同参画)

第 13 条 市民等、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指して、男女が互いを理解し、協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市民参加のまちづくりを進めていく上で、特に男女がお互いを尊重し、共同で参加する必要があること及びそのための環境整備について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 男女共同参画社会づくりは、わが国の 21 世紀の最重要課題の一つとされており、行政だけでも市民等だけでも進めることができません。
- 本市では、「茂原市男女共同参画計画」を策定して男女共同参画社会づくりを推進しており、当該計画は、この条文を具体化しようとするものです。

(子どもの参加の機会の保障)

第 14 条 市民等、市及び議会は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つことができるよう、子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、子どもがまちづくりに参加する機会の保障について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 本条で規定する「子ども」とは、まちづくりについて、自身で意思表示をすることができる、概ね小学生～18 歳未満の方を想定しています。
- 子どもは、将来のまちづくりを担う大切な存在です。子どもに関する施策を考えるときに、当事者である子どもたちの意見を求めるなど、積極的にまちのことについて考えてもらう機会を設ける必要があります。
- 子どもたちのそれぞれの年齢に見合った形で、まちづくりに参加する機会を設けるなど、子どもたちの意見をまちづくりに反映させることで、まちづくりの内容がより豊かなものになることが期待されます。また、子どもたちが成長過程において、まちづくりに参加する大人の姿を見て育ち、子どもたち自身も参加することは、まちづくりへの関心を高め、将来のまちづくりの担い手の育成にも繋がるものです。

第4章 地域におけるまちづくり

(まちづくりと地域コミュニティ)

第15条 市民等は、自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、地域のまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるように努めるものとします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、地域のまちづくりの推進に努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、地域におけるまちづくりを担う地域コミュニティについて規定したものです。
- 地域は、規模が異なる大小さまざまな地域コミュニティによって形成されており、それらは重なり合ったり、隣接したりして存在しています。市民や自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等は、地域コミュニティの担い手となるものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 自治会やボランティア団体、企業や事業者、NPO法人、難病・暴力・犯罪被害等の当事者団体など、身近な地域における課題を解決するために自主的・自立的に形成された地域コミュニティが「まちづくりの担い手」であることを、市民等が認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てることが必要です。
- 市民等は、地域コミュニティをお互いに支援・育成し合うなど、多様な担い手がまちづくりに参加することのできる環境整備に努めるものとします。
- 第3条第2号で定義する「市民等」には、市内で活動する団体等も含まれますが、自治会等の「地域コミュニティ」は地域におけるまちづくりを担う、自治の原点とも言える重要な存在であり、大切な担い手という観点から、第4章において限定的に定義しています。

(第2項)

- 地域コミュニティを構成する個人や各団体は、それぞれ異なる特性を持っており、それらを生かし、連携、協力することにより、まちづくりを推進していくことが必要です。

(地域コミュニティの育成及び支援)

第 16 条 市は、市民等や地域コミュニティに対して、地域のまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供するものとします。

2 市は、地域のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、地域コミュニティの育成や支援について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 市が、人材育成のための研修等を実施することにより、意欲ある人を発掘し、活動するための能力を向上させることが可能になります。また、研修等に参加した方同士の相互交流により、コミュニケーションが図られ、それぞれが所属する団体の活動内容等を理解することができるようになります。

(第 2 項)

- 市民等や地域コミュニティが活発に活動できるように、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、市が環境整備（市民活動支援センターの設置等による活動場所の提供や広報支援など）や活動経費の援助等の支援を行うものとします。

(地域まちづくり協議会)

第 17 条 市民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、市民等及び地域コミュニティとします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営に当たって、必要な支援を行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、地域単位で設置される地域まちづくり協議会について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 市民は、地域ごとに自ら課題を設定し、解決することができる仕組みとして、「地域まちづくり協議会」を設置することができます。
- 「地域」がどのような単位となるのかについては、市や議会が指定するものではなく、一定のまとまりのある「地域」において、地域側が主体的にメンバー構成を考え、設置に向けて自主的に協議することが望ましいものです。しかしながら、「一定のまとまりのある地域」については、国の「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」（平成 27 年 12 月 24 日総務省自治財政局「平成 28 年度地方財政対策の概要」）でうたわれている「地域運営組織」等も勘案すると、最小でも小学校区程度が想定されるところです。

(第 2 項)

- 地域まちづくり協議会は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社会福祉協議会、長寿クラブ、NPO 法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の団体から構成されます。
- 地域まちづくり協議会は、その構成員がそれぞれの地域によって異なることが考えられますが、明確な運営ルールのもと、民主的な運営が行われます。役員も、民主的に選出されます。

(第 3 項)

- 地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、地区担当職員制度について調査研究するなど、市が必要な支援を行うこととします。

第5章 協働

(協働によるまちづくり)

第18条 市民等、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 市及び議会は、地域コミュニティなど、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、地域内の様々な公共的課題を解決するため、市民等、市及び議会が取り組む「協働」について規定したものです。

【解釈及び運用】

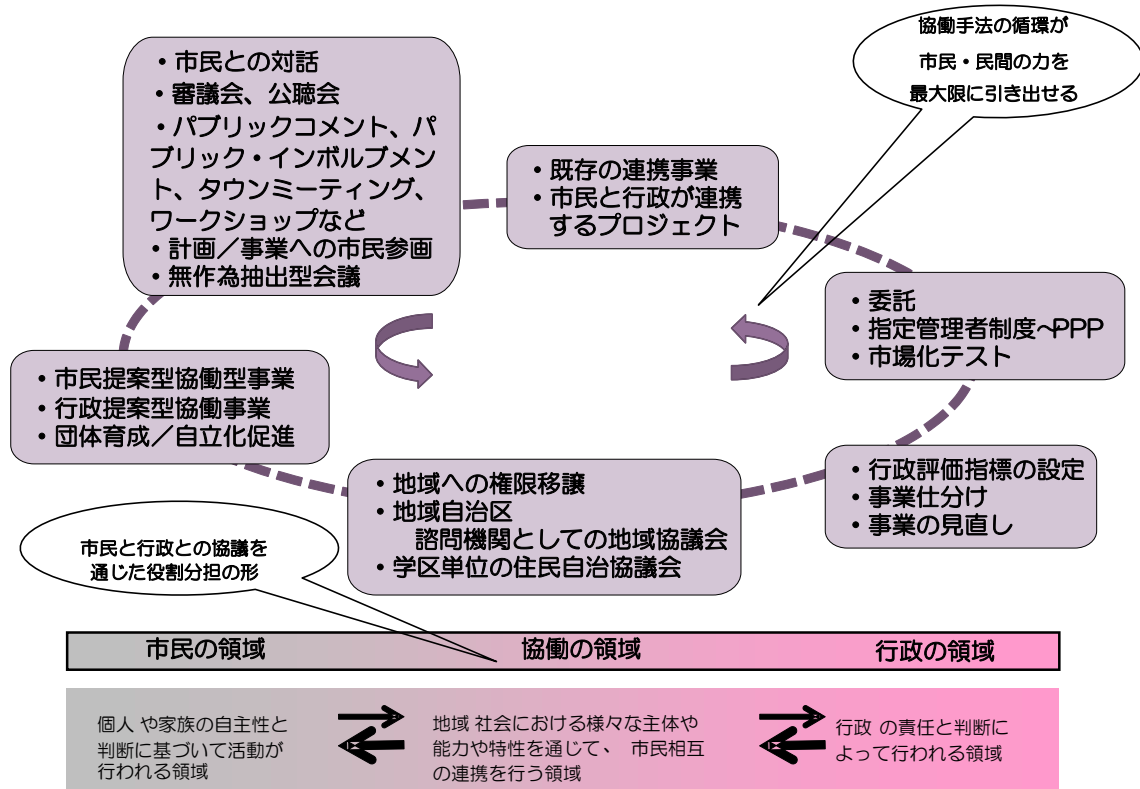
(第1項)

- 地域内には、様々な公共的課題があり、これを解決するため、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、協働して課題の解決に取り組めます。具体的には、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、目的を共有し、役割や責任を分担し、対等な立場で協議を重ねながら、まちづくりに取り組むものです。
- 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくり事業を行うにあたって、対等の立場で十分に協議を重ねることにより、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を見出していきます。また、必要に応じて、互いの役割等を定めた協定を締結することもできます。

(第2項)

- 市は、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援制度、協働事業提案制度などの制度を整備するものとします。

【参考資料】協働手法とその循環



(平成 27 年 12 月 12 日まちづくり条例制定記念フォーラム 基調講演資料(関谷昇氏)より引用)

第6章 議会運営の基本原則

(議会の役割と責務)

第19条 議会は、市民の代表による意思決定機関であることから、行政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を十分に発揮するよう努めるものとします。

2 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査、研究及び立法活動を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるよう努めるものとします。

3 議会は、議会活動に関する情報発信を図り、市民等にかかれた議会運営に努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市民の信託に基づく議会の役割と責務について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 議会は、市民の代表による意思決定機関であり、地方自治法に定められた議会の権限である調査・監視機能を発揮します。

(第2項)

- 本項では、議会の有する政策形成機能に焦点を当て、これを適切に発揮するため、積極的に調査、研究、立法活動を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるよう努めるものとしています。

(第3項)

- 議会は、市民等の声を市政に適切に反映させるため、議会活動に関する情報発信を図り、市民等にかかれた議会運営を行うよう努めるものとします。

(議員の役割と責務)

第 20 条 議員は、地域の課題を把握するため、市民等との対話を心がけ、これを議会の運営に反映させるよう活動するものとします。

2 議員は、まちづくりについての包括的な認識を持ち、その推進に向けて、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、議会の権限を適切に行使できるよう、自己の研さんに努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、議会制民主主義の下における市民の代表者である議員の役割と責務について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 地域の課題を把握するためには、市民等との意見交換や活動報告などの多様なコミュニケーションが必要であるという観点から、議員は、市民等との対話を心がけ、その結果を議会運営に反映させるよう、議員活動を行うものとします。

(第 2 項)

- まちづくりがさまざまな領域（市民活動、地域活動、行政活動、議会活動など）の重層的な重なりによって構成されていることを踏まえ、議員がまちづくり全体について、多角的で広い視野を持った上で、まちづくりを推進するという観点から、議員としての職務を遂行するとともに、地方自治法に定められた議会の権限を適切に行使することができるよう、自己の研さんに努めるものとします。

(議会に関する基本的事項)

第 21 条 議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項については、茂原市議会基本条例（平成 27 年茂原市条例第 33 号）で定めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項について、議会基本条例で定めることを規定したものです。

(平成 28 年 3 月改正要旨)

- 平成 27 年 12 月定例会において、「茂原市議会基本条例」が可決・成立したことを受けて、平成 28 年 3 月定例会において、本条例を改正し、「別に」を「茂原市議会基本条例（平成 27 年茂原市条例第 33 号）で」と改めました。

【解釈及び運用】

- 本条例は、まちづくりの基本的な事項を規定した、いわゆる「包括条例」であり、議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項については、別の条例である「茂原市議会基本条例」で定めることとしたものです。

第7章 行政運営の基本原則

(市長の役割と責務)

第22条 市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、住みよいまちの実現を図るため、公正かつ誠実に、行政運営に当たるものとします。

2 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。

(1) 総合的な行政サービスを行うための組織の整備及び必要に応じて連携を図るなどの効率的な行政運営

(2) 適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置

(3) 政策形成能力と資質の向上を図るための研修等による職員の育成

【趣旨】

- 本条は、選挙で選ばれ、市の代表者として市民の負託に応え、地方自治体を統括する者としての市長の役割と責務を規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 市長は、市民の目線に立ち、市民との協働の推進を図り、健全な財政運営に努めるなど、公正かつ誠実に、市政を運営する役割と責務を有しています。

(第2項)

- 社会経済情勢や市民ニーズは、かつてない速度で変化しています。これに迅速かつ的確に対応するためには、総合的な行政サービスを行うための組織の整備が求められます。
- いわゆる「縦割り行政」を乗り越え、必要に応じて組織の横断的な連携を図るなど、市民等の立場に立った組織の整備と効率的な行政運営が求められます。市では市長、副市長、教育長及び各部長から成る「庁議」や、各部の主管課長等から成る「政策調整会議」を設置しているほか、必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを設置するなど、連携を図っているところではありますが、複数の部署に関する問題・課題等の調整及び解決が、今後ますます必要とされます。
- 市の執行機関には、適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置が求められます。また、任命権者として、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めることも必要です。

（市長以外の執行機関の役割と責務）

第 23 条 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前条第 2 項の規定を準用するものとします。また、市長及び他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとします。

【趣旨】

- 本条は、市長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）の役割と責務を規定したものです。

【解釈及び運用】

- 市長以外の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員は、自らの判断と責任のもと、誠実に事務事業を管理し執行します（地方自治法第 138 条の 2）。その際には、前条第 2 項（効率的な行政運営、定員管理と職員の採用・登用・配置、職員の育成）が準用されます。また、それらの執行機関が、他の執行機関（市長を含む）と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携することとします。

(職員の役割と責務)

第24条 職員は、全体の奉仕者として、市民等とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に当たるものとします。

2 職員は、自らの職務遂行能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、執行機関の補助機関である職員の役割と責務を規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 執行機関の補助機関である職員は、全体の奉仕者として、まちづくりの主役が市民等であることを理解し、常に市民等の立場に立って、市民等とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に取り組み、質の高い行政サービスの提供を行うものとします。
- 社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、職員に求められる役割が変化してきていることから、職員は、自治会やボランティア団体、NPO法人等が、新たな公共サービスの担い手であることを認識し、従来の方法にとらわれることなく、積極的にまちづくりに取り組むこととします。

(第2項)

- 前項に規定する「誠実かつ効率的に職務に当たる」ためには、職員の職務遂行能力の向上が必要です。そのためには、職員が自ら率先して研さんに励む必要があります。

(総合計画等)

第 25 条 市は、基本構想、基本計画及び実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図るものとします。

2 市は、基本構想及び基本計画について、議会の議決を経るものとします。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民等が参加するために必要な措置を講ずるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。

4 市は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民等に公表するものとします。

【趣旨】

- 本条は、長期的、大局的な見地から、将来都市像と施策の大綱、その実現に向けた具体的な施策及び事業を明らかにするものとして、総合計画を策定することを規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 総合計画は、行政運営にあつては、各種計画の上位にあり、総合的かつ計画的な行政運営の基本的指針となるものです。また、市民等に対しては、まちづくりの将来的方向を示し、望ましい地域社会づくりのための理解と協力を求めようとするものです。さらに、民間諸活動に対しては、誘導あるいは指導の指針となるものです。
- 総合計画の実施にあたっては、自然や文化、景観などの地域資源を生かすとともに、市民等の活力や基盤、資力や情報など、地域のさまざまな資源を有効に活用する必要があります。

(第 2 項)

- 総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定に際しては、議会の議決を経るものとします。
- 平成 23 年 5 月の地方自治法の改正により、総合計画のうち、基本構想の部分について、法律による策定義務がなくなり、今後、総合計画を策定するかどうかは、それぞれの自治体の判断に委ねられることになりましたが、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するという根拠を、この条例に置くこととしています。

(第3項)

- 総合計画の策定にあたっては、市民等が参加するため、市が必要な措置を講じるものとします。また、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとしています。
- 市民等は、市政に参加する権利（第9条）を有しています。市は、総合計画の策定にあたって、市民等が参加する機会を保障するため、意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を保障（第11条）するものとします。

(第4項)

- 総合計画は、策定後、適切に進行管理を行う必要があります。また、その状況についても、市民等に対して分かりやすく公表するものとします。

(財政運営)

第 26 条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うものとしします。

2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとしします。

3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民等に分かりやすく公表するものとしします。

【趣旨】

- 本条は、財政運営の基本的な考え方について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 社会情勢や市民ニーズは、いまだかつてない速度で変化し続けています。本項は、この変化に適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、市長が財政運営を行うものとしたものです。

(第 2 項)

- 地方財政法第 4 条の 2 には、地方公共団体が、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定されており、持続可能で健全な財政基盤を確立するためには、中長期的な視野に立った財政計画を立てる必要があります。

(第 3 項)

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市長が一般会計や特別会計、出資団体等を含めた連結決算を行い、財政健全化指標等の財務諸表などを作成し、インターネット等の適切な手法を用いて、分かりやすく公表するものとしします。

(政策法務)

第27条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次の各号に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとする。

- (1) 条例や規則の制定等の自治立法を行うこと。
- (2) 国の法令等を解釈し、運用すること。
- (3) 提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること。

【趣旨】

- 本条は、政策法務について規定したものです。「政策法務」には、独自の条例や規則等を作る「立法法務」、国の法令等を解釈運用する「運用法務」、訴訟等に的確に対応する「訴訟法務」が含まれます。

【解釈及び運用】

- 地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、市には、市民に最も身近な基礎自治体として、解決すべき問題に最も近いところで、政策をつくることが求められています。
- 地域における政策づくりの一環として、法令の範囲内で、自ら条例や規則等を制定するとともに、地域の課題を解決するため、国の法令等を主体的に解釈、運用することにより、それらの政策に根拠を与えることが必要です。
- 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、情報の共有（第5条）や説明責任、応答責任（第8条）の規定に基づき、情報の共有に努めるものとします。

(行政評価)

第28条 市は、企画、実施、評価及び改善という政策循環の確立を図るとともに、市民等に対する説明責任の向上を図るため、政策、施策及び事務事業（この項において「政策等」という。）に関する行政評価を行い、その結果を市民等に公表するとともに、政策等の改善に反映させるよう努めるものとします。

2 市は、客観性及び透明性を確保するため、市民等による行政評価の仕組みを整備するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、企画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACT）という、いわゆる「PDCA サイクル」を循環し、効果的かつ効率的な行政運営を行うための仕組みである行政評価について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 政策は、企画、実施、評価、改善という政策循環の中で行われており、評価が改善につながるようなマネジメントサイクルの確立が必要です。また、その結果が市民等に公表されることにより、市民等に対する説明責任が向上します。
- 行政評価の実施に当たっては、明確な数値目標を掲げるとともに、成果を示す「成果指標」、成果を出すために実施した活動量を示す「活動指標」などを示し、市民等の視点から見て、事業を実施した結果がどうであったのかを明らかにする必要があります。また、市民等の参加や協働を促進し、問題や課題の解決を図るきっかけとなるような説明が必要です。
- 現在の行政評価は、総合計画に基づき実施される「事務事業」に対して実施されていますが、より上位の「政策」及び「施策」についても、評価の仕組みを整備することが必要です。

(第2項)

- 行政評価の客観性及び透明性を増すため、庁内でのマネジメントサイクルの確立を図った上で、市民等の代表や学識経験者などの専門家を交え、より客観的な視点から評価を行う「外部評価」の仕組みについて、調査研究するものとします。

（監査）

第 29 条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとします。

2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民等に分かりやすく公表するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、監査委員について規定したものです。

【解釈及び運用】

（第 1 項）

- 監査委員は、地方自治法に基づいて設置されている独任制の機関です。地方自治法及び地方公営法に基づき、本市の行財政運営について、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかの観点から定期監査などの監査を行っています。

（第 2 項）

- 監査委員が監査した結果は、市民等と情報共有いたします。本項では、監査委員が監査方法の充実に努めるとともに、その結果を分かりやすく公表するよう努めるものとしています。
- 監査の結果だけでなく、監査委員から指摘があったことについて、行政がどのような措置を取ったのかについても、公表いたします。

（行政手続）

第 30 条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、市民等に分かりやすく説明するものとします。

【趣旨】

- 本条は、処分、行政指導及び届出等の行政手続について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するべきであり、「茂原市行政手続条例」は、本条を具体的に制度化したものと位置付けられます。
- 処分、行政指導及び届出等を行う際には、その根拠を明らかにするとともに、十分な説明を行う必要があります。

（危機管理）

第31条 市は、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民等及び関係機関と連携を図るものとします。

【趣旨】

- 本条は、危機管理について規定したものです。

【解釈及び運用】

- 本条における「緊急の事態」とは、自然災害だけでなく、テロ行為等の人為的災害や、新型インフルエンザ等の危機も含まれます。
- 未曾有の大災害となった東日本大震災以降、防災に対する関心が高まっています。また、地震や洪水等の自然災害以外の、テロ行為等の人為的災害や、新型インフルエンザ等の危機に対しても、迅速かつ的確できめ細かな対応が求められます。
- 市民に最も身近な基礎自治体である市には、市民等と連携を図った上で、危機管理対策を講じることが求められています。

（国等との連携）

第32条 市は、より良いまちづくりに向けて、国、県その他地方公共団体と相互に協力及び連携するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、国や県、他の地方公共団体との連携、協力についての基本的な考え方を規定したものです。

【解釈及び運用】

- 市民ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少などにより、一地方公共団体では対応することができない課題も増えています。住民に最も身近な基礎自治体である市が、地域の課題解決に積極的に取り組む一方で、共通する課題等については、他の地方自治体や、より大きな単位である県や国と相互に協力及び連携して、対処していくことが求められます。

第8章 実効性の確保

(条例の見直し)

第33条 市は、この条例が、趣旨に照らして解釈運用され、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを、条例の施行後、4年を超えない期間ごとに確認するものとします。

2 市は、前項における確認の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、条例の見直しについて規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 条例の実効性を確保するため、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかを確認するものとします。
- 市は、条例の確実な推進を図るための工程表（アクションプラン）を作成した上で、その進行管理を行うことにより、上記の「確認」を行うものとします。

(第2項)

- 前項の確認の結果や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて、この条例を見直すこととします。著しく社会経済情勢が変化した場合など、急を要する場合は、この限りではありません。
- 解釈運用の状況確認及び見直しにあたっては、本条例が市民等、市及び議会によって遵守されているかどうか、策定時と同様に幅広い意見を聴きながら、検証する必要があります。

茂原市まちづくり条例 解釈・運用の手引き

令和 6 年 8 月

茂原市企画財政部企画政策課

〒297-8511 千葉県茂原市道表 1 番地

TEL0475-20-1516 FAX0475-20-1603

kikaku@city.mobara.chiba.jp